

# (仮称) 北広島市債権管理条例の制定について

## 1 条例制定の趣旨

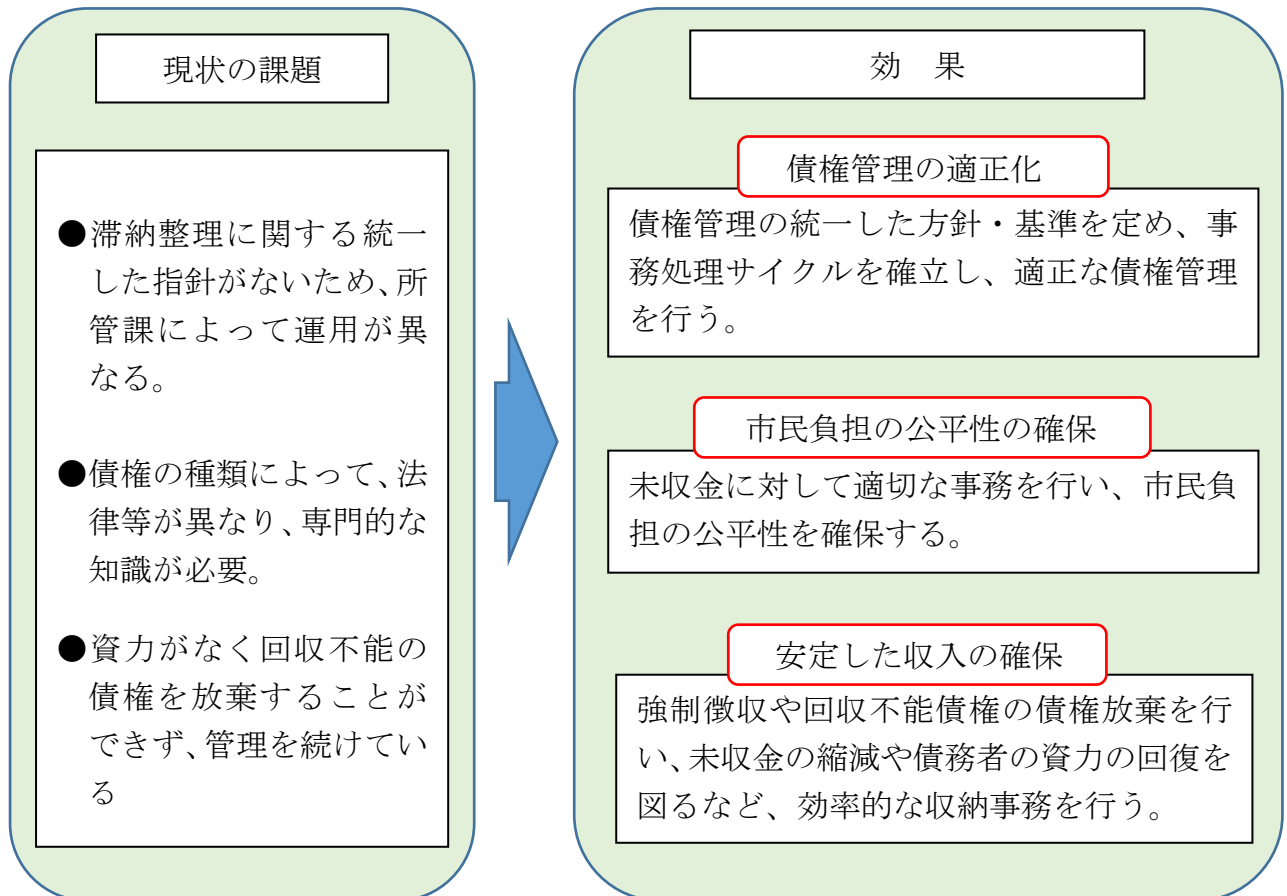
市は、市民が納めた貴重な税金や使用料などを財源として市民の福祉の増進を図るための行政サービスを提供しており、それら債権の滞納は、期限内に納付義務・履行義務を果たしている市民との関係において公平性を欠くことになります。

債権の適正な管理にあたっては、市全体の債権の分類に応じた統一的な徴収方法や基準などの管理方針を定め、より効率的・効果的な債権管理を図ることによって、市民負担の公平性や収入の安定的な確保に繋がります。

債権管理条例は、市の債権の適正な事務処理方法について、必要な事項及び全市統一的な債権管理ルールを定めるものです。

今回、債権管理条例の制定に向けた骨子を作成しましたので、これについてご意見をお寄せください。

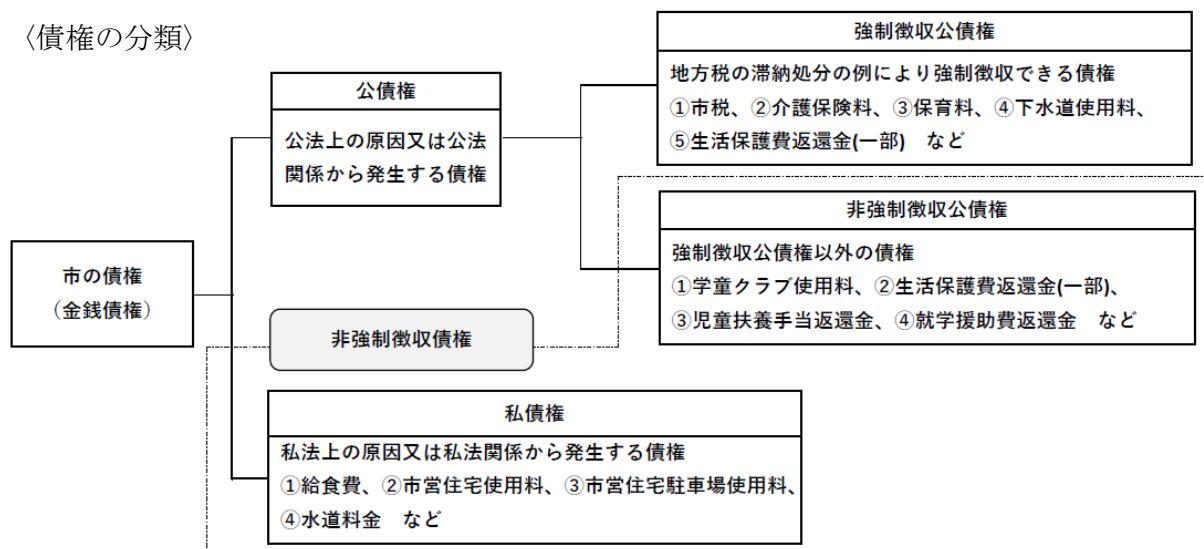
## 2 債権管理の現状と条例制定による効果



### 3 債権の分類

普通地方公共団体の債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいいます（地方自治法 240 条①）。

〈債権の分類〉



### 4 適正な債権管理に向けた条例等の整備

債権管理条例は、市の債権管理に係る基本的な処理基準などについて定めるものであり、納期限内に納付しない債務者に対しては、条例に基づき対応していくこととなります。

#### (1) 条例の位置付け

条例は、地方自治法、同法施行令その他関係する法令の規定に基づき、債権管理において取り組むべき基本的な事項を定めるもので、本市が保有する私債権も含めた全ての金銭債権を対象とします。

また、条例は市の債権に係る一般原則を規定するものとし、他の条例等に特別な規定がある場合には、他の条例の規定を優先します。

#### (2) 基本的な考え方

次の3つの基本的な考え方を柱とし、債権管理を行います。

- ① 適正な債権管理
- ② 新たな滞納の発生抑止
- ③ 滞納債権の整理

## 5 債権管理条例の制定に向けた骨子

### (1) 目的について

市の債権管理について一般的な処理基準を定めることにより債権管理の適正化と事務の効率化を図り、市民負担の公平性を確保します。また、効果的かつ効率的に未収金を縮減することで円滑な行財政運営につなげることを目的とします。

#### 〈説明〉

市の債権の増加は、市民負担の公平性を損なうものです。この条例は、市の債権について法令等に従って適正に管理し債権の縮減に取り込むことを目的としています。

### (2) 定義について

債権を分類し、整理するために条例で使用する用語を定義します。

#### 〈説明〉

地方自治体の債権は、金銭の給付を目的とする権利（地方自治法第 240 条第 1 項）とされています。債権の区分については、一般的には公法上の原因に基づいて発生する公債権と、私法上の関係に基づいて発生する私債権に分けられ、公債権はさらに国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる自力執行権<sup>※1</sup>の有無によって強制徴収公債権<sup>※2</sup>と非強制徴収公債権に分けられます。

また、自力執行権がない非強制徴収公債権と私債権を合わせて非強制徴収債権<sup>※3</sup>としています。

※1 自力執行権… 市職員が自ら調査し、預金等の差押えによって債権を回収できる権限。

※2 強制徴収公債権… 自力執行権によって回収できる債権。

※3 非強制徴収債権… 裁判手続きによって回収できる債権。

### (3) 他の法令等との関係

債権管理条例の規定が法令の規定と矛盾抵触するときは、法令の規定を優先すること及び債権管理条例の規定が他の条例の規定と矛盾抵触するときは、他の条例の規定を優先することを規定します。

#### 〈説明〉

債権管理条例は一般原則を規定しますので、他の法令や条例に特別の規定がある場合には、他の法令及び条例の規定を優先します。

#### (4) 市長の責務等について

市長は、法令や条例若しくは規則の定めるところにより市の債権管理を適正に行う責務があることを規定します。

##### 〈説明〉

平成16年4月23日最高裁判所判決では次のように述べられています。「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条は、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許さず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」とされており、市長等は法律に従い債権を管理しなければなりません。

また、市の債権管理を適正に管理・回収するためには、地方公共団体の運営を定めた地方自治法、地方自治法施行令だけではなく、民法や商法などの民事実体法、民事訴訟法や民事執行法等の民事手続法、地方税法などの行政法規、条例その他の法令に基づき、各種債権の特性や適用される法令等を的確に把握し、正しい法解釈に基づいた業務を行う必要がありますので、職員の研修、債権管理マニュアルの作成等を行うことにより職員の育成に努めます。

#### (5) 台帳の整備について

債権を適正に管理し回収などをするためには、その記録の整備が重要であり、台帳を整備することを規定します。

##### 〈説明〉

適正な債権管理を行うには、経過を正しく記録しなければなりません。正しい判断ができるように、債権管理上必要最小限の事項については記録を義務付けます。

台帳は、滞納が発生した場合には、債権を回収するための基礎記録となるだけでなく、債務者との交渉記録や催告<sup>\*</sup>の状況などの記録と併せて活用することで、債務者に対する効果的な納付指導を行うことができます。その後、訴訟となった場合においても、裁判で市側の管理経過を説明する資料として有効です。台帳の管理は、記載されている個人情報的重要性から取扱う際には、市個人情報保護条例等の関係法令に十分留意する必要があります。記載すべき事項については、条例施行規則に規定します。

<sup>\*</sup>催告… 債務者に対して滞納した債権を支払うよう請求すること。

#### (6) 債務者に関する情報の共有について

法令に規定する守秘義務に反しない限り、関係部局間情報を共有できることを規定します。また、債権管理以外にその情報を利用することができないことを規定します。

〈説明〉

市が保有する情報に関しては、地方公務員法上の守秘義務、税務職員の調査によって得られた個人の情報については、地方税法上の守秘義務、これらの守秘義務に加えて、北広島市個人情報保護条例による規制も及びます。

市に対する債務の支払いが滞っている者に対し、債務者の情報を共有し適切に相談業務を行うことは、業務の効率化及び利便性の観点から有益であり、法令に規定する守秘義務に反しない範囲でその情報を共有できることを規定します。

**(7) 督促について**

**債権について、債務者が納付期限を過ぎても履行しないときは、法令の規定により督促を行わなければならないことを規定します。**

〈説明〉

債権について、債務者が納付期限を過ぎても履行しないときは、納付期限後 30 日以内に督促を行わなければならないことを規定します。

「督促」とは、債務者がその納付の期限を過ぎても、なおその債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいいます。公債権・私債権にかかわらず、1 回目の督促は、債権回収に向けた対応の第一歩となり、時効更新の効力があります。(地方自治法第 236 条第 4 項)

**(8) 延滞金について**

**公債権に係る督促をした場合、履行期限までに履行されない場合、延滞金を徴収することを規定します。計算方法は、地方税と同一にします。**

〈説明〉

公債権について、督促で指定した納期限までに債務が履行されない場合に、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収すること及びその計算方法等について規定します。計算方法は、地方税と同一にします。

また、災害等やむを得ない事由により履行期限までに納付ができなかった場合などには、減額又は免除できることについて規定します。

**(9) 滞納処分等について**

**強制徴収公債権について、納付資力があるにも関わらず納付しない者に対しては、差押え等の滞納処分を行うことを規定します。また、生活困窮など一定の事由に該当するときは、猶予などの緩和措置についても規定を設けます。**

〈説明〉

強制徴収公債権は、納付資力があるにも関わらず督促後の履行がなかった場合には、差押えなどの滞納処分<sup>\*</sup>を行うことを規定します。

また、生活困窮など一定の事由に該当するときは、徴収の猶予や滞納処分の停止などの措置を実施します。

※滞納処分… 差押（預金、生命保険、不動産等）や処分の停止などを行うこと。

#### **(10) 強制執行等について**

**非強制徴収債権について、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行等を行うことを規定します。**

〈説明〉

非強制徴収公債権及び私債権（非強制徴収債権）について、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行等を行うことを規定します。

また、強制執行等の措置を取る場合として、担保権の実行<sup>※1</sup>、強制執行<sup>※2</sup>、訴訟手続き等の履行の請求を行うことを規定します。

ただし、徴収停止や履行延期の特約等の措置を取った場合は、原則、強制執行等は行いません。

※1 担保権の実行… 連帯保証人への支払請求などにより債権を回収すること。

※2 強制執行… 裁判所を通じて財産を差押えること。

#### **(11) 徴収停止について**

**非強制徴収債権について、債務者の事情により債権回収を停止できる事項を規定します。**

〈説明〉

非強制徴収公債権及び私債権（非強制徴収債権）について、履行期限後、相当の期間が経過してもなお完全に履行されず、債務者が所在不明で財産が少額である場合や、債権金額が少額で取立費用額<sup>※</sup>未満である場合などで、履行が困難又は不相当と認められるときは、徴収停止できることを規定します。

※取立費用額… 裁判手続きに関する手数料やそれに伴う郵便料など。

#### **(12) 履行延期の特約等について**

**債務者が無資力等の理由により納付すべき債権を一括納付できない場合に、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定します。**

〈説明〉

債務者が無資力、又は履行期限を延長した方が徴収上有利な場合などには、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定します。

### (13) 債権の放棄について

非強制徴収債権について、全額徴収することが原則ですが、あらゆる手段を尽くしてもなお、徴収見込みのない場合については、より効果的な債権管理を行うために、債権を放棄できることを規定します。

〈説明〉

債権は全額徴収することが原則ですが、あらゆる手段を尽くしてもなお、徴収見込みのない場合については、債務者の資力の回復を図るとともに効率的な収納事務を行うため、債権を放棄できることを規定します。

なお、債権を放棄したときは、①債権の名称、②放棄した債権の件数、③合計金額、④その他必要な事項を当該年度に係る決算と併せて議会に報告することとします。

## 6 今後のスケジュール

令和3年6月	パブリックコメント（6月25日から7月26日まで）
〃 8月	議会へ条例案提出（第3回定例会）
令和4年4月	北広島市債権管理条例 施行